

# 熊本市公報

第1501号

発行所 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市総務局行政管理部総務課

発行日 毎月末日

## 目次

## 条 例

○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第62号）	2846
○熊本市长等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第63号）	2858
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第64号）	2859
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（第65号）	2860
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第66号）	2861
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第67号）	2863
○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第68号）	2868

## 規 則

○熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第70号）	2879
○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第71号）	2880
○熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第72号）	2885

## 条 例

条 例 第 62 号

令和 7 年 1 月 28 日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第5条」を「第5条第1項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第14条第1項中「15年」を「20年」に改め、同項第2号中「46, 800円」を「60, 000円」に改める。

第21条第3項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第22条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第27条第1項中「6, 700円」を「7, 100円」に、「21, 000円」を「22, 500円」に、「10, 050円」を「10, 650円」に、「31, 500円」を「33, 750円」に改める。

第28条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「基づく週休日」の次に「若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第30条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、

「100分の105」を「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の70」を「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に、「100分の60」を「6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の62.5」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に、「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に、「100分の60」を「6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の62.5」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職員給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年			円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,400	244,500	275,200	310,100	329,600	365,500	463,200	517,000
任用	2	196,800	245,500	276,500	311,600	331,300	366,900	469,000	524,300
短時	3	198,300	246,500	277,800	313,100	333,100	368,400	475,000	529,900
間勤	4	199,800	247,500	279,100	314,700	334,800	369,800	479,900	534,400
務職	5	201,400	248,500	280,400	316,300	336,600	371,300	484,100	538,100
員以	6	203,100	249,600	281,700	318,000	338,500	372,800	487,600	541,400
外の	7	204,800	250,700	283,000	319,700	340,400	374,300	490,500	544,300
職員	8	206,400	251,900	284,300	321,300	342,300	375,800	493,000	546,800
	9	208,000	253,100	285,600	322,900	344,200	377,300	495,000	548,800
	10	209,400	254,400	286,900	324,600	346,100	378,800		
	11	210,800	255,700	288,200	326,300	348,000	380,300		
	12	212,200	256,900	289,500	327,900	349,800	381,800		
	13	213,600	258,100	290,800	329,600	351,700	383,300		
	14	215,200	259,300	292,200	331,300	353,500	384,800		
	15	216,700	260,500	293,600	333,100	355,300	386,300		
	16	218,300	261,700	294,900	334,800	357,100	387,800		
	17	219,900	262,900	296,200	336,400	358,900	389,300		
	18	221,600	264,100	297,500	338,100	360,700	390,800		
	19	223,300	265,200	298,700	339,800	362,500	392,300		
	20	225,000	266,400	299,900	341,500	364,300	393,800		
	21	226,700	267,500	301,100	343,200	366,100	395,300		
	22	228,400	268,700	302,400	345,000	367,900	396,800		
	23	230,100	269,900	303,700	346,800	369,700	398,300		
	24	231,800	271,000	304,900	348,600	371,500	399,800		
	25	233,500	272,200	306,100	350,400	373,300	401,300		
	26	235,200	273,100	307,300	352,200	375,100	402,700		
	27	236,900	274,100	308,500	354,000	376,900	404,100		
	28	238,600	275,200	309,700	355,700	378,700	405,400		
	29	240,300	276,200	310,900	357,400	380,500	406,700		
	30	241,300	277,400	312,100	359,100	382,100	407,900		
	31	242,300	278,600	313,200	360,800	383,700	409,000		
	32	243,300	279,700	314,400	362,400	385,100	410,200		
	33	244,300	280,600	315,500	363,900	386,300	411,300		
	34	245,200	281,800	316,700	365,400	387,500	412,300		
	35	246,100	282,800	317,800	366,900	388,600	413,300		
	36	247,000	283,600	319,000	368,300	389,700	414,300		
	37	247,900	284,400	320,100	369,700	390,900	415,300		
	38	248,800	285,100	321,300	371,000	391,900	416,300		
	39	249,700	285,800	322,500	372,300	392,800	417,300		
	40	250,500	286,500	323,600	373,600	393,700	418,300		
	41	251,300	287,200	324,800	374,900	394,600	419,300		
	42	252,000	287,900	326,000	376,100	395,500	420,300		
	43	252,600	288,600	327,200	377,300	396,400	421,300		
	44	253,200	289,200	328,400	378,400	397,200	422,300		
	45	253,700	289,800	329,500	379,500	398,000	423,300		
	46	254,200	290,400	330,700	380,500	398,700	424,300		
	47	254,600	291,000	331,900	381,500	399,400	425,300		
	48	255,000	291,500	333,100	382,400	400,100	426,300		
	49	255,400	292,000	334,200	383,300	400,900	427,300		
	50	255,800	292,500	335,400	384,100	401,700	428,300		
	51	256,200	293,000	336,600	384,900	402,500	429,300		

52	256,600	293,400	337,700	385,600	403,300	430,300
53	257,000	293,800	338,800	386,300	404,100	431,300
54	257,300	294,200	339,800	386,900	404,800	432,300
55	257,600	294,600	340,800	387,500	405,600	433,300
56	257,900	295,000	341,800	388,100	406,300	434,300
57	258,200	295,400	342,800	388,700	407,100	435,300
58	258,500	295,800	343,700	389,300	407,800	436,200
59	258,800	296,200	344,600	389,900	408,500	437,000
60	259,100	296,600	345,400	390,500	409,100	437,700
61	259,400	297,000	346,200	391,100	409,700	438,400
62	259,700	297,400	346,900	391,600	410,200	439,000
63	260,000	297,800	347,600	392,100	410,700	439,600
64	260,300	298,200	348,300	392,600	411,200	440,100
65	260,600	298,600	349,000	393,100	411,700	440,600
66	260,900	298,900	349,700	393,600	412,100	440,900
67	261,200	299,200	350,400	394,100	412,400	441,200
68	261,500	299,500	351,100	394,600	412,800	441,500
69	261,800	299,800	351,800	395,100	413,100	441,800
70	262,100	300,100	352,400	395,600	413,400	442,100
71	262,400	300,400	353,000	396,200	413,700	442,400
72	262,700	300,700	353,600	396,700	414,000	442,700
73	263,000	301,000	354,200	397,200	414,300	443,000
74	263,300	301,300	354,800	397,800	414,600	
75	263,600	301,600	355,300	398,200	414,900	
76	263,900	301,900	355,800	398,500	415,200	
77	264,200	302,200	356,300	398,900	415,500	
78	264,500	302,500	356,800	399,400	415,800	
79	264,800	302,800	357,300	399,800	416,100	
80	265,100	303,100	357,800	400,200	416,400	
81	265,400	303,400	358,200	400,600	416,700	
82	265,700	303,700	358,700	401,100	417,000	
83	266,000	304,000	359,100	401,500	417,300	
84	266,300	304,300	359,500	401,900	417,600	
85	266,600	304,600	359,900	402,200	417,900	
86	266,900	304,900	360,300			
87	267,200	305,200	360,700			
88	267,500	305,500	361,100			
89	267,800	305,800	361,500			
90	268,100	306,100	361,900			
91	268,400	306,400	362,300			
92	268,700	306,700	362,700			
93	269,000	307,000	363,100			
94		307,300	363,500			
95		307,600	363,900			
96		307,900	364,300			
97		308,200	364,700			
98		308,500	365,100			
99		308,800	365,500			
100		309,100	365,900			
101		309,400	366,300			
102		309,700	366,700			
103		310,000	367,100			
104		310,300	367,500			
105		310,600	367,900			
106		310,900	368,300			
107		311,200	368,600			
108		311,500	368,900			
109		311,800	369,300			

	110		312,100						
	111		312,400						
	112		312,700						
	113		313,000						
	114		313,300						
	115		313,600						
	116		313,900						
	117		314,200						
	118		314,500						
	119		314,800						
	120		315,100						
	121		315,400						
	122		315,700						
	123		316,000						
	124		316,300						
	125		316,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		202,900	226,400	271,400	292,100	307,400	335,300	400,900	454,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

消防職員給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年			円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,400	244,500	275,200	310,100	329,600	365,500	463,200	517,000
任用	2	196,800	245,500	276,500	311,600	331,300	366,900	469,000	524,300
短時	3	198,300	246,500	277,800	313,100	333,100	368,400	475,000	529,900
間勤	4	199,800	247,500	279,100	314,700	334,800	369,800	479,900	534,400
務職	5	201,400	248,500	280,400	316,300	336,600	371,300	484,100	538,100
員以	6	203,100	249,600	281,700	318,000	338,500	372,800	487,600	541,400
外の	7	204,800	250,700	283,000	319,700	340,400	374,300	490,500	544,300
職員	8	206,400	251,900	284,300	321,300	342,300	375,800	493,000	546,800
	9	208,000	253,100	285,600	322,900	344,200	377,300	495,000	548,800
	10	209,400	254,400	286,900	324,600	346,100	378,800		
	11	210,800	255,700	288,200	326,300	348,000	380,300		
	12	212,200	256,900	289,500	327,900	349,800	381,800		
	13	213,600	258,100	290,800	329,600	351,700	383,300		
	14	215,200	259,300	292,200	331,300	353,500	384,800		
	15	216,700	260,500	293,600	333,100	355,300	386,300		
	16	218,300	261,700	294,900	334,800	357,100	387,800		
	17	219,900	262,900	296,200	336,400	358,900	389,300		
	18	221,600	264,100	297,500	338,100	360,700	390,800		
	19	223,300	265,200	298,700	339,800	362,500	392,300		
	20	225,000	266,400	299,900	341,500	364,300	393,800		
	21	226,700	267,500	301,100	343,200	366,100	395,300		
	22	228,400	268,700	302,400	345,000	367,900	396,800		
	23	230,100	269,900	303,700	346,800	369,700	398,300		
	24	231,800	271,000	304,900	348,600	371,500	399,800		
	25	233,500	272,200	306,100	350,400	373,300	401,300		
	26	235,200	273,100	307,300	352,200	375,100	402,700		
	27	236,900	274,100	308,500	354,000	376,900	404,100		
	28	238,600	275,200	309,700	355,700	378,700	405,400		
	29	240,300	276,200	310,900	357,400	380,500	406,700		
	30	241,300	277,400	312,100	359,100	382,100	407,900		
	31	242,300	278,600	313,200	360,800	383,700	409,000		
	32	243,300	279,700	314,400	362,400	385,100	410,200		
	33	244,300	280,600	315,500	363,900	386,300	411,300		
	34	245,200	281,800	316,700	365,400	387,500	412,300		
	35	246,100	282,800	317,800	366,900	388,600	413,300		
	36	247,000	283,600	319,000	368,300	389,700	414,300		
	37	247,900	284,400	320,100	369,700	390,900	415,300		
	38	248,800	285,100	321,300	371,000	391,900	416,300		
	39	249,700	285,800	322,500	372,300	392,800	417,300		
	40	250,500	286,500	323,600	373,600	393,700	418,300		
	41	251,300	287,200	324,800	374,900	394,600	419,300		
	42	252,000	287,900	326,000	376,100	395,500	420,300		
	43	252,600	288,600	327,200	377,300	396,400	421,300		
	44	253,200	289,200	328,400	378,400	397,200	422,300		
	45	253,700	289,800	329,500	379,500	398,000	423,300		
	46	254,200	290,400	330,700	380,500	398,700	424,300		
	47	254,600	291,000	331,900	381,500	399,400	425,300		
	48	255,000	291,500	333,100	382,400	400,100	426,300		
	49	255,400	292,000	334,200	383,300	400,900	427,300		
	50	255,800	292,500	335,400	384,100	401,700	428,300		
	51	256,200	293,000	336,600	384,900	402,500	429,300		

52	256,600	293,400	337,700	385,600	403,300	430,300
53	257,000	293,800	338,800	386,300	404,100	431,300
54	257,300	294,200	339,800	386,900	404,800	432,300
55	257,600	294,600	340,800	387,500	405,600	433,300
56	257,900	295,000	341,800	388,100	406,300	434,300
57	258,200	295,400	342,800	388,700	407,100	435,300
58	258,500	295,800	343,700	389,300	407,800	436,200
59	258,800	296,200	344,600	389,900	408,500	437,000
60	259,100	296,600	345,400	390,500	409,100	437,700
61	259,400	297,000	346,200	391,100	409,700	438,400
62	259,700	297,400	346,900	391,600	410,200	439,000
63	260,000	297,800	347,600	392,100	410,700	439,600
64	260,300	298,200	348,300	392,600	411,200	440,100
65	260,600	298,600	349,000	393,100	411,700	440,600
66	260,900	298,900	349,700	393,600	412,100	440,900
67	261,200	299,200	350,400	394,100	412,400	441,200
68	261,500	299,500	351,100	394,600	412,800	441,500
69	261,800	299,800	351,800	395,100	413,100	441,800
70	262,100	300,100	352,400	395,600	413,400	442,100
71	262,400	300,400	353,000	396,200	413,700	442,400
72	262,700	300,700	353,600	396,700	414,000	442,700
73	263,000	301,000	354,200	397,200	414,300	443,000
74	263,300	301,300	354,800	397,800	414,600	
75	263,600	301,600	355,300	398,200	414,900	
76	263,900	301,900	355,800	398,500	415,200	
77	264,200	302,200	356,300	398,900	415,500	
78	264,500	302,500	356,800	399,400	415,800	
79	264,800	302,800	357,300	399,800	416,100	
80	265,100	303,100	357,800	400,200	416,400	
81	265,400	303,400	358,200	400,600	416,700	
82	265,700	303,700	358,700	401,100	417,000	
83	266,000	304,000	359,100	401,500	417,300	
84	266,300	304,300	359,500	401,900	417,600	
85	266,600	304,600	359,900	402,200	417,900	
86	266,900	304,900	360,300			
87	267,200	305,200	360,700			
88	267,500	305,500	361,100			
89	267,800	305,800	361,500			
90	268,100	306,100	361,900			
91	268,400	306,400	362,300			
92	268,700	306,700	362,700			
93	269,000	307,000	363,100			
94		307,300	363,500			
95		307,600	363,900			
96		307,900	364,300			
97		308,200	364,700			
98		308,500	365,100			
99		308,800	365,500			
100		309,100	365,900			
101		309,400	366,300			
102		309,700	366,700			
103		310,000	367,100			
104		310,300	367,500			
105		310,600	367,900			
106		310,900	368,300			
107		311,200	368,600			
108		311,500	368,900			
109		311,800	369,300			

	110		312,100						
	111		312,400						
	112		312,700						
	113		313,000						
	114		313,300						
	115		313,600						
	116		313,900						
	117		314,200						
	118		314,500						
	119		314,800						
	120		315,100						
	121		315,400						
	122		315,700						
	123		316,000						
	124		316,300						
	125		316,600						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		202,900	226,400	271,400	292,100	307,400	335,300	400,900	454,400

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年			円	円	円	円
前再	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
任用	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
短時	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
間勤	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
務職	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
員以外の職員	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		

	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	
	312,900	356,500	412,800	488,500	590,500	

備考 この表は、保健所等の医師及び歯科医師に適用す

第2条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」を「100分の71.25」に、「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に、「6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第31条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に、「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に、「6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中熊本市一般職の職員の給与に関する条例第8条、第14条、第21条、第22条、第27条、第28条、第30条及び第31条の改正規定 令和7年12月1日
  - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条、第27条及び別表第2から別表第4までの規定は、令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。ただし、熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号。以下この項及び次項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第6条において改正後の条例第14条若しくは第27条の規定を準用する場合又は会計年度任用職員給与条例第8条第4項第2号において改正後の条例第14条の規定により初任給調整手当の額を算定する場合は、前項第1号に掲げる日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）に本市の会計年度任用職員として在職する者であって会計年度任用職員給与条例第7条又は第17条の規定により令和7年12月に期末手当を支給されるものについては、改正後の条例第14条及び第27条の規定は、当該者の任期の初日（1号施行日を含む期間の任用に係るものに限る。）から適用する。

（給与の内払）

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払と、前項ただし書の適用を受ける者に対して会計年度任用職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は1号施行日以後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

条例 第 63 号

令和 7 年 11 月 28 日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の172.5」を「6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合は100分の177.5」に改める。

第2条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合は100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

条例 第 64 号

令和 7 年 11 月 28 日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「100分の172.5」を「6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合は100分の177.5」に改める。

第2条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合は100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

条例 第 65 号

令和 7 年 1 月 28 日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

### 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「100分の172.5」を「6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合は100分の177.5」に改める。

第2条 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合は100分の177.5」を「100分の175」に改める。

### 附 則

この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

条例 第 66 号

令和 7 年 1 月 28 日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第8号）

の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の95」を「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の97.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に、「100分の87.5」を「6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の90」に改める。

第10条第1項中「、第10条」を削る。

第11条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の95」を「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の97.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に、「100分の87.5」を「6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の90」に改める。

別表第1中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、

「864, 000」を「893, 000」に改める。

第2条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第11条第2項中「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の97.5」を「100分の96.25」に、「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に、「6月に支給する場においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の88.75」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項及び第11条第2項の改正規定 令和7年12月1日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、令和7年4月1日(同項において「適用日」という。)から適用する。

##### (給与の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条例 第 67 号

令和 7 年 1 月 28 日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第  
15号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「100分の125」を「、6月に支給する場合は100分の  
125、12月に支給する場合は100分の127.5」に改める。

第7条の2第3項中「100分の105」を「、6月に支給する場合は100分  
の105、12月に支給する場合は100分の107.5」に改める。

第13条第1項中「6,700円」を「7,100円」に、「21,000円」  
を「22,500円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

給料表の種類 職務の級	行政職員給料表		医療職員給料表
	1級 号給	2級 給料月額	1級 給料月額
		円	円
1	195,400	244,500	305,600
2	196,800	245,500	307,900
3	198,300	246,500	310,200
4	199,800	247,500	312,400
5	201,400	248,500	314,500
6	203,100	249,600	318,000
7	204,800	250,700	321,500
8	206,400	251,900	324,900
9	208,000	253,100	328,300
10	209,400	254,400	331,800
11	210,800	255,700	335,200
12	212,200	256,900	338,600
13	213,600	258,100	342,000
14	215,200	259,300	345,500
15	216,700	260,500	348,900
16	218,300	261,700	352,300
17	219,900	262,900	355,700
18	221,600	264,100	358,800
19	223,300	265,200	362,000
20	225,000	266,400	365,200
21	226,700	267,500	368,500
22	228,400	268,700	371,600
23	230,100	269,900	374,700
24	231,800	271,000	377,700
25	233,500	272,200	380,800
26	235,200	273,100	383,100
27	236,900	274,100	385,400
28	238,600	275,200	387,600
29	240,300	276,200	389,500
30	241,300	277,400	391,200
31	242,300	278,600	392,900
32	243,300	279,700	394,700
33	244,300	280,600	396,400
34	245,200	281,800	398,200
35	246,100	282,800	399,800
36	247,000	283,600	401,100
37	247,900	284,400	402,500
38	248,800	285,100	403,900
39	249,700	285,800	405,300
40	250,500	286,500	406,700
41	251,300	287,200	408,200
42	252,000	287,900	408,900
43	252,600	288,600	409,500
44	253,200	289,200	410,100
45	253,700	289,800	410,900
46	254,200	290,400	411,500
47	254,600	291,000	412,100
48	255,000	291,500	412,600
49	255,400	292,000	413,100
50	255,800	292,500	413,500

51	256,200	293,000	414,000
52	256,600	293,400	414,400
53	257,000	293,800	414,800
54	257,300	294,200	415,100
55	257,600	294,600	415,400
56	257,900	295,000	415,800
57	258,200	295,400	416,100
58	258,500	295,800	416,500
59	258,800	296,200	416,800
60	259,100	296,600	417,200
61	259,400	297,000	417,600
62	259,700	297,400	417,900
63	260,000	297,800	418,200
64	260,300	298,200	418,500
65	260,600	298,600	418,800
66	260,900	298,900	
67	261,200	299,200	
68	261,500	299,500	
69	261,800	299,800	
70	262,100	300,100	
71	262,400	300,400	
72	262,700	300,700	
73	263,000	301,000	
74	263,300	301,300	
75	263,600	301,600	
76	263,900	301,900	
77	264,200	302,200	
78	264,500	302,500	
79	264,800	302,800	
80	265,100	303,100	
81	265,400	303,400	
82	265,700	303,700	
83	266,000	304,000	
84	266,300	304,300	
85	266,600	304,600	
86	266,900	304,900	
87	267,200	305,200	
88	267,500	305,500	
89	267,800	305,800	
90	268,100	306,100	
91	268,400	306,400	
92	268,700	306,700	
93	269,000	307,000	
94		307,300	
95		307,600	
96		307,900	
97		308,200	
98		308,500	
99		308,800	
100		309,100	
101		309,400	
102		309,700	
103		310,000	
104		310,300	
105		310,600	
106		310,900	
107		311,200	

108		311,500
109		311,800
110		312,100
111		312,400
112		312,700
113		313,000
114		313,300
115		313,600
116		313,900
117		314,200
118		314,500
119		314,800
120		315,100
121		315,400
122		315,700
123		316,000
124		316,300
125		316,600

第2条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第7条の2第3項中「、6月に支給する場合は100分の105、12月に支給する場合は100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であつて、第1条の規定による改正後の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条又は第17条の規定により令和7年12月に期末手当を支給されるものにあつては、改正後の条例第13条及び別表第1の規定は、当該者の任期の初日（この条例の施行の日を含む期間の任用に係るものに限る。次項において「適用日」という。）から適用する。

##### (給与の内扱)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの条例による改正前の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

条例 第 68 号

令和 7 年 1 月 28 日

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の70」を「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」に改める。

第8条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

第10条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」という。)」の次に「若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第12条第1項第4号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

## 別表第2（第4条第2項第1号関係）

教育職員給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	214,200	261,300	334,500	399,400	467,400
	2	216,600	262,700	336,300	400,900	469,300
	3	218,900	264,100	338,100	402,300	471,100
	4	221,200	265,600	339,800	403,700	472,900
	5	223,400	267,000	341,400	405,100	474,600
	6	225,700	268,200	343,300	406,500	476,300
	7	227,900	269,400	345,200	408,000	478,200
	8	230,100	270,600	347,000	409,500	480,000
	9	232,400	271,900	348,800	410,800	481,700
	10	234,600	273,000	350,900	412,200	483,300
	11	236,800	274,100	352,700	413,700	484,900
	12	239,000	275,300	354,400	415,200	486,500
	13	241,200	276,600	356,100	416,500	488,000
	14	243,300	278,300	357,800	418,000	489,300
	15	245,400	280,000	359,300	419,500	490,700
	16	247,600	281,800	360,900	421,000	492,000
	17	249,700	283,500	362,500	422,400	493,200
	18	251,500	285,500	363,800	424,000	493,800
	19	253,200	287,700	365,000	425,700	494,400
	20	254,900	289,900	366,100	427,200	495,100
	21	256,600	292,100	367,500	428,400	495,700
	22	257,900	294,300	369,100	429,800	
	23	259,200	296,500	370,700	431,200	
	24	260,400	298,700	372,200	432,500	
	25	261,600	300,700	373,600	434,100	
	26	262,800	302,600	375,200	435,500	
	27	264,000	304,500	376,700	436,800	
	28	265,300	306,300	378,200	438,200	
	29	266,400	308,100	379,700	439,600	
	30	267,400	310,000	381,300	440,900	
	31	268,500	311,800	382,900	442,400	
	32	269,500	313,500	384,500	444,000	
	33	270,600	315,200	386,000	445,600	
	34	271,700	317,100	387,600	447,000	

	35	272,900	318,800	389,100	448,600	
	36	274,200	320,400	390,600	450,100	
	37	275,400	322,000	392,100	451,800	
	38	276,500	323,700	393,600	453,300	
	39	277,700	325,500	395,100	454,900	
	40	278,800	327,200	396,500	456,500	
	41	280,100	328,500	397,800	458,000	
	42	281,100	330,400	399,300	459,600	
	43	282,200	332,200	400,800	460,800	
	44	283,100	334,000	402,200	462,000	
	45	283,700	335,600	403,700	463,200	
	46	284,500	337,500	405,300	464,500	
	47	285,300	339,200	406,900	465,700	
	48	286,100	340,900	408,300	466,900	
	49	286,800	342,600	409,500	468,000	
	50	287,600	344,300	410,900	469,200	
	51	288,300	346,000	412,300	470,400	
	52	289,100	347,700	413,600	471,600	
	53	289,900	349,400	414,800	472,800	
	54	290,700	350,800	416,000	474,000	
	55	291,400	352,100	417,300	475,200	
	56	292,200	353,400	418,700	476,400	
	57	292,900	354,900	420,000	477,600	
	58	293,500	356,500	421,300	478,200	
	59	294,300	358,000	422,700	478,700	
	60	295,100	359,600	423,900	479,200	
	61	295,800	361,000	425,100	479,700	
	62	296,400	362,600	426,500		
	63	297,200	364,200	427,900		
	64	297,800	365,600	429,200		
	65	298,900	367,200	430,400		
	66	299,700	368,800	431,600		
	67	300,400	370,400	432,900		
	68	301,100	371,900	434,300		
	69	301,700	373,400	435,700		
	70	302,400	375,000	436,900		
	71	303,100	376,500	437,900		
	72	303,800	378,000	439,100		
	73	304,500	379,500	440,300		
	74	305,200	381,100	441,400		
	75	305,900	382,700	442,600		
	76	306,400	384,300	443,600		

	77	307,000	385,700	444,700		
	78	307,600	387,100	445,700		
	79	308,300	388,500	446,700		
	80	308,900	389,800	447,700		
	81	309,400	391,100	448,600		
	82	310,000	392,500	449,400		
	83	310,700	393,800	450,200		
	84	311,400	395,100	451,000		
	85	312,000	396,200	451,700		
	86	312,800	397,600	452,200		
	87	313,500	398,900	452,600		
	88	314,100	400,200	453,000		
	89	314,800	401,500	453,400		
	90	315,700	402,800	453,700		
	91	316,500	403,900	454,000		
	92	317,300	405,100	454,200		
	93	317,800	406,300	454,500		
	94	318,600	407,400	454,800		
	95	319,400	408,600	455,100		
	96	320,200	409,800	455,300		
	97	320,800	411,200	455,500		
	98	321,500	412,200	455,800		
	99	322,300	413,200	456,100		
	100	323,000	414,200	456,300		
	101	323,800	415,100	456,500		
	102	324,600	416,100	456,800		
	103	325,500	417,200	457,100		
	104	326,300	418,400	457,300		
	105	326,900	419,100	457,500		
	106	327,700	420,000			
	107	328,500	420,900			
	108	329,300	421,800			
	109	330,000	422,600			
	110	330,400	423,400			
	111	330,700	424,200			
	112	331,200	425,000			
	113	331,700	425,600			
	114	332,100	426,300			
	115	332,600	427,000			
	116	333,000	427,700			

	117	333,500	428,300			
	118	334,000	428,800			
	119	334,400	429,100			
	120	334,900	429,400			
	121	335,400	429,700			
	122	335,800	430,000			
	123	336,200	430,300			
	124	336,700	430,500			
	125	337,200	430,700			
	126	337,500	431,000			
	127	337,800	431,300			
	128	338,100	431,500			
	129	338,300	431,700			
	130	338,600	432,000			
	131	338,900	432,300			
	132	339,100	432,500			
	133	339,300	432,700			
	134	339,500	433,000			
	135	339,700	433,300			
	136	340,000	433,500			
	137	340,300	433,700			
	138	340,500	434,000			
	139	340,800	434,300			
	140	341,100	434,500			
	141	341,300	434,700			
	142	341,500	435,100			
	143	341,800	435,400			
	144	342,000	435,600			
	145	342,300	435,800			
	146	342,500				
	147	342,800				
	148	343,100				
	149	343,300				
	150	343,500				
	151	343,800				
	152	344,100				
	153	344,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		248,700	290,600	321,000	358,000	438,600

備考 この表は、第2条第4号から第6号までに掲げる者に適用する。

別表第3（第4条第2項第2号関係）

教育職員給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	214,200	235,400	334,500	371,500	450,700
	2	216,600	237,800	336,300	373,000	452,100
	3	218,900	240,200	338,100	374,600	453,300
	4	221,200	242,700	339,800	376,000	454,600
	5	223,400	245,100	341,400	377,400	455,700
	6	225,700	247,600	343,300	378,700	456,800
	7	227,900	250,000	345,200	380,000	458,000
	8	230,100	252,500	347,000	381,400	459,200
	9	232,400	254,900	348,800	382,800	460,500
	10	234,600	256,500	350,900	384,100	461,700
	11	236,800	258,100	352,700	385,400	462,800
	12	239,000	259,700	354,400	386,600	463,900
	13	241,200	261,300	356,100	387,800	465,100
	14	243,300	262,700	357,800	389,100	465,900
	15	245,400	264,100	359,300	390,300	466,700
	16	247,600	265,600	360,900	391,600	467,600
	17	249,700	267,000	362,500	392,600	468,500
	18	251,500	268,200	363,800	393,800	469,000
	19	253,200	269,400	365,000	395,000	469,500
	20	254,900	270,600	366,100	396,100	470,000
	21	256,600	271,900	367,500	397,100	470,500
	22	257,900	273,000	368,900	398,300	
	23	259,200	274,100	370,300	399,500	
	24	260,400	275,300	371,600	400,600	
	25	261,600	276,600	372,800	401,600	
	26	262,700	278,300	374,200	402,800	
	27	263,800	280,000	375,500	403,900	
	28	265,000	281,800	376,800	405,000	
	29	266,200	283,500	378,000	406,100	
	30	267,300	285,500	379,400	407,300	
	31	268,400	287,700	380,700	408,600	
	32	269,400	289,900	382,000	409,700	
	33	270,500	292,100	383,300	410,700	
	34	271,500	294,300	384,600	411,800	

	35	272,500	296,500	385,700	413,000	
	36	273,600	298,700	386,900	414,200	
	37	274,800	300,700	388,100	415,400	
	38	275,700	302,600	389,300	416,700	
	39	276,700	304,500	390,500	417,800	
	40	277,800	306,300	391,600	419,000	
	41	279,000	308,100	392,700	420,100	
	42	280,100	310,000	393,900	421,400	
	43	281,200	311,800	395,100	422,400	
	44	282,400	313,500	396,200	423,500	
	45	283,300	315,200	397,300	424,700	
	46	284,100	317,100	398,600	426,000	
	47	284,900	318,800	399,800	427,200	
	48	285,700	320,400	401,000	428,400	
	49	286,300	322,000	401,900	429,500	
	50	287,100	323,700	403,100	430,500	
	51	287,800	325,500	404,100	431,800	
	52	288,500	327,200	405,200	433,000	
	53	289,300	328,500	406,000	434,200	
	54	290,100	330,400	407,100	435,300	
	55	290,700	332,200	408,100	436,400	
	56	291,400	334,000	409,100	437,500	
	57	292,100	335,600	410,200	438,500	
	58	292,900	337,500	411,200	439,700	
	59	293,700	339,200	412,300	440,900	
	60	294,300	340,900	413,400	442,100	
	61	294,900	342,600	414,400	442,800	
	62	295,600	344,300	415,500	443,600	
	63	296,300	346,000	416,600	444,300	
	64	296,800	347,700	417,600	444,800	
	65	297,500	349,400	418,600	445,100	
	66	298,200	350,800	419,500	445,400	
	67	298,900	352,100	420,500	445,800	
	68	299,500	353,400	421,500	446,200	
	69	300,200	354,900	422,300	446,500	
	70	300,900	356,400	423,100	446,900	
	71	301,500	357,900	423,800	447,200	
	72	302,200	359,400	424,600	447,500	
	73	302,700	360,700	425,300	447,800	
	74	303,300	362,200	425,900	448,100	
	75	304,000	363,700	426,600	448,400	
	76	304,500	365,100	427,300	448,700	

	77	305, 100	366, 500	427, 900	448, 900		
	78	305, 700	368, 100	428, 600	449, 200		
	79	306, 300	369, 600	429, 100	449, 500		
	80	306, 900	371, 100	429, 700	449, 700		
	81	307, 400	372, 400	430, 100	449, 900		
	82	307, 900	373, 700	430, 500			
	83	308, 500	375, 000	430, 800			
	84	309, 100	376, 200	431, 000			
	85	309, 500	377, 400	431, 200			
	86	309, 900	378, 600	431, 500			
	87	310, 400	379, 700	431, 800			
	88	310, 900	380, 800	432, 000			
	89	311, 300	381, 800	432, 200			
	90	311, 800	382, 900	432, 500			
	91	312, 200	384, 100	432, 800			
	92	312, 700	385, 200	433, 000			
	93	313, 000	386, 300	433, 200			
	94	313, 500	387, 400	433, 500			
	95	314, 000	388, 400	433, 800			
	96	314, 400	389, 500	434, 000			
	97	314, 700	390, 500	434, 200			
	98	315, 100	391, 500	434, 500			
	99	315, 600	392, 400	434, 900			
	100	316, 000	393, 300	435, 100			
	101	316, 400	394, 100	435, 300			
	102	316, 700	395, 100	435, 600			
	103	317, 000	395, 900	435, 900			
	104	317, 300	396, 800	436, 100			
	105	317, 500	397, 600	436, 300			
	106	317, 800	398, 500				
	107	318, 100	399, 400				
	108	318, 300	400, 300				
	109	318, 500	401, 200				
	110	318, 700	402, 200				
	111	319, 000	403, 100				
	112	319, 300	404, 000				
	113	319, 500	404, 600				
	114	319, 700	405, 500				
	115	319, 900	406, 400				
	116	320, 200	407, 300				

117	320,500	408,100
118	320,700	408,800
119	321,000	409,600
120	321,300	410,400
121	321,500	411,000
122	321,700	411,700
123	321,900	412,400
124	322,200	413,000
125	322,500	413,600
126		414,300
127		414,800
128		415,400
129		416,000
130		416,600
131		417,100
132		417,600
133		418,000
134		418,300
135		418,500
136		418,800
137		419,100
138		419,400
139		419,700
140		420,000
141		420,300
142		420,600
143		420,900
144		421,200
145		421,400
146		421,700
147		422,000
148		422,200
149		422,400
150		422,700
151		423,000
152		423,200
153		423,400
154		423,700
155		424,000
156		424,200
157		424,400

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		239,800	287,500	316,200	351,100	428,100

備考 この表は、第2条第1号から第3号までに掲げる者に適用する。

第2条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第8条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例第7条、第8条、第10条及び第12条の改正規定 令和7年12月1日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日（同項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

## 規則

規則 第70号

令和7年11月25日

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

### 熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「法」を「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に改める。

第6条第1項中「災害援護資金借入申込書」の次に「（以下「借入申込書」という。）」を加える。

第9条中「貸付決定通知書」を「災害援護資金貸付決定通知書」に改め、同条第1号中「災害援護資金借用書」の次に「（以下「借用書」という。）」を加える。

第10条中「前条の」を削り、「引き換え」を「引換え」に改める。

第15条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

附則第2項中「平成28年熊本地震」を「令和7年8月10日を災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用日とする豪雨災害」に、「平成29年3月31日」を「令和8年1月31日」に、「同年9月30日」を「同年3月31日」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則 第71号

令和7年11月28日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

### 熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成19年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

業務職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	181,700	237,800	254,900	288,400	317,500
	2	182,800	238,700	256,000	289,700	319,300
	3	183,700	239,500	256,900	291,200	321,200
	4	184,700	240,400	257,800	292,400	323,000
	5	185,800	241,500	258,600	293,500	324,200
	6	186,900	242,300	259,500	294,600	325,300
	7	188,000	243,100	260,400	295,500	326,600
	8	189,000	243,900	261,300	296,400	327,800
	9	190,000	244,600	262,400	297,400	328,800
	10	191,100	245,300	263,100	298,400	330,000
	11	192,300	246,000	263,900	299,100	331,300
	12	193,300	246,700	264,800	299,700	332,400
	13	194,500	247,400	265,900	300,200	333,600
	14	195,700	248,000	266,700	301,000	334,700
	15	196,900	248,600	267,400	301,900	335,900

	16	198, 200	249, 200	268, 000	302, 600	337, 100
	17	199, 400	249, 800	269, 200	303, 200	338, 200
	18	200, 800	250, 400	270, 200	303, 600	339, 100
	19	202, 200	251, 100	270, 900	304, 000	340, 100
	20	203, 600	251, 700	271, 500	304, 500	341, 000
	21	205, 000	252, 200	272, 500	304, 900	342, 500
	22	206, 700	252, 700	272, 800	305, 400	343, 500
	23	208, 300	253, 200	273, 200	305, 800	344, 600
	24	209, 900	253, 700	274, 000	306, 300	345, 600
	25	211, 500	254, 200	274, 600	306, 800	346, 900
	26	213, 000	254, 700	275, 300	307, 300	347, 800
	27	214, 500	255, 300	275, 800	307, 700	348, 800
	28	215, 900	255, 900	276, 600	308, 000	349, 700
	29	217, 300	256, 500	277, 800	308, 300	350, 400
	30	218, 600	257, 000	278, 600	308, 600	351, 400
	31	219, 900	257, 500	279, 100	308, 900	352, 200
	32	221, 200	257, 900	279, 900	309, 300	353, 200
	33	222, 400	258, 300	280, 800	309, 900	354, 300
	34	223, 600	258, 800	281, 700	310, 500	355, 400
	35	224, 800	259, 300	282, 500	311, 100	356, 400
	36	225, 900	259, 700	283, 300	311, 600	357, 400
	37	227, 000	260, 100	284, 100	312, 500	358, 400
	38	228, 100	260, 600	285, 100	313, 000	359, 300
	39	229, 200	261, 100	286, 000	313, 600	360, 300
	40	230, 200	261, 500	286, 800	314, 200	361, 200
	41	231, 200	261, 900	287, 600	315, 100	362, 100
	42	232, 200	262, 400	288, 300	315, 800	363, 000
	43	233, 200	262, 900	289, 200	316, 400	363, 800
	44	234, 100	263, 300	289, 600	317, 200	364, 700
	45	235, 000	263, 700	290, 500	318, 000	365, 700
	46	235, 800	264, 100	291, 200	318, 700	366, 700
	47	236, 600	264, 500	291, 800	319, 400	367, 700
	48	237, 300	264, 900	292, 400	320, 100	368, 600
	49	238, 000	265, 300	293, 000	320, 900	369, 600
	50	238, 600	265, 700	293, 600	321, 800	370, 600
	51	239, 200	266, 100	294, 200	322, 700	371, 600
	52	239, 700	266, 500	294, 900	323, 500	372, 600
	53	240, 200	266, 900	295, 700	324, 300	373, 600
	54	240, 700	267, 300	296, 400	324, 700	374, 600
	55	241, 200	267, 700	297, 000	325, 200	375, 600
	56	241, 700	268, 100	297, 500	325, 700	376, 600

	57	242,200	268,500	298,100	326,100	377,600
	58	242,600	268,900	298,600	326,600	378,600
	59	243,000	269,300	299,000	327,000	379,600
	60	243,400	269,700	299,500	327,400	380,500
	61	243,800	270,100	300,000	327,900	381,500
	62	244,200	270,400	300,600	328,400	382,400
	63	244,600	270,700	301,300	328,900	383,400
	64	244,900	271,000	301,900	329,300	384,400
	65	245,200	271,300	302,600	329,800	385,400
	66	245,500	271,600	303,200	330,300	385,800
	67	245,800	271,900	303,900	330,800	386,300
	68	246,100	272,200	304,500	331,300	386,800
	69	246,400	272,500	305,100	331,800	387,300
	70	246,700	272,800	305,500	332,300	
	71	247,000	273,100	305,900	332,800	
	72	247,300	273,400	306,300	333,300	
	73	247,600	273,700	306,700	333,800	
	74	247,900	274,000	307,000	334,300	
	75	248,200	274,300	307,300	334,800	
	76	248,500	274,600	307,600	335,300	
	77	248,800	274,900	307,900	335,800	
	78	249,100	275,200	308,300	336,300	
	79	249,400	275,500	308,700	336,700	
	80	249,700	275,800	309,200	337,200	
	81	250,000	276,100	309,500	337,700	
	82	250,300	276,400	310,000	338,200	
	83	250,600	276,700	310,400	338,700	
	84	250,900	277,000	310,900	339,100	
	85	251,200	277,300	311,300	339,600	
	86	251,500	277,600	311,700	340,000	
	87	251,800	277,900	312,100	340,500	
	88	252,100	278,200	312,500	341,000	
	89	252,400	278,500	312,900	341,500	
	90	252,700	278,800	313,300	341,900	
	91	253,000	279,100	313,800	342,400	
	92	253,300	279,400	314,200	342,900	
	93	253,600	279,700	314,700	343,400	
	94	253,900	280,000	315,200	343,900	
	95	254,200	280,300	315,700	344,400	
	96	254,500	280,600	316,200	344,800	
	97	254,800	280,900	316,700	345,200	

	98	255,100	281,200	317,200	345,500	
	99	255,400	281,500	317,700	345,800	
	100	255,700	281,800	318,200	346,100	
	101	256,000	282,100	318,700	346,400	
	102	256,300	282,400	319,200		
	103	256,600	282,700	319,700		
	104	256,900	283,000	320,200		
	105	257,200	283,300	320,700		
	106	257,500	283,600	321,200		
	107	257,800	283,900	321,600		
	108	258,100	284,200	322,100		
	109	258,400	284,500	322,600		
	110	258,700	284,800	323,100		
	111	259,000	285,100	323,600		
	112	259,300	285,400	324,100		
	113	259,600	285,700	324,600		
	114	259,900	286,000	325,100		
	115	260,200	286,300	325,600		
	116	260,500	286,600	326,100		
	117	260,800	286,900	326,600		
	118	261,100	287,200	327,100		
	119	261,400	287,500	327,600		
	120	261,700	287,800	328,100		
	121	262,000	288,100	328,600		
	122		288,400	329,100		
	123		288,700	329,600		
	124		289,000	330,100		
	125		289,300	330,600		
	126		289,600	331,000		
	127		289,900	331,300		
	128		290,200	331,600		
	129		290,500	331,900		
	130		290,800	332,200		
	131		291,100	332,500		
	132		291,400	332,800		
	133		291,700	333,100		
	134		292,000			
	135		292,300			
	136		292,600			
	137		292,900			

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 212,000	円 220,900	円 242,600	円 264,500	円 297,600

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市業務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の熊本市業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

規則 第 72 号

令和 7 年 11 月 28 日

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

## 熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（令和 2 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

会計年度任用業務職員給料表

号給	給料月額
1	円 181,700
2	182,800
3	183,700
4	184,700
5	185,800
6	186,900
7	188,000
8	189,000
9	190,000
10	191,100
11	192,300
12	193,300

13	194,500
14	195,700
15	196,900
16	198,200
17	199,400
18	200,800
19	202,200
20	203,600
21	205,000
22	206,700
23	208,300
24	209,900
25	211,500
26	213,000
27	214,500
28	215,900
29	217,300

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に本市の会計年度任用職員である業務職員として在職する者であって、この規則による改正後の熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の規定によりその例によることとされる熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）第7条又は第17条の規定により令和7年12月に期末手当を支給されるものにあっては、改正後の規則別表第1の規定は、当該者の任期の初日（この規則の施行の日を含む期間の任用に係るものに限る。次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内扱)

3 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの規則による改正前の熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。